

重要・要保存

令和7年（2025年）5月

保護者の皆様

栗東市教育委員会
栗東市立葉山東小学校長

学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応について

平素より、学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、熱中症対策強化のため気候変動適応法等の改正が昨（令和6）年より行われ、熱中症**特別**警戒情報（通称：**熱中症特別警戒アラート**）が法的に位置づけられました。

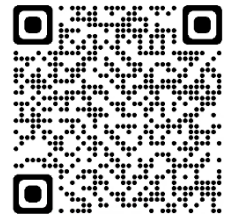
つきましては、学校教育活動における熱中症事故防止について下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 熱中症特別警戒アラートとは

- 以下の条件を満たす場合に**環境省より14時頃に発令**されるものです。
- 翌日の**県内すべての観測地**（暑さ指数情報提供地点）において、最高暑さ指数（WBGT）が**35(予測値)に達する場合**

参考： 環境省熱中症予防情報サイト → <https://www.wbgt.env.go.jp/>



2. 熱中症特別警戒アラートが滋賀県に発令された場合の対応

- ①原則、臨時休校とします。
- ②休校しない場合は、行事の変更・中止・延期を行います。
- ③臨時休校や行事实施の判断等について、発令同日中にメールにより連絡します。

3. 暑さ指数(WBGT)の段階による学校の対応

レベル	暑さ指数（WBGT）	対 応
熱中症特別警戒アラート	県内すべての観測地にて35以上を予測	①原則臨時休校とします。 ②休校しない場合は、行事の変更・中止・延期を行います。
熱中症警戒アラート	県内いずれかの観測地にて33以上を予測	各校にて熱中症対策を講じながら教育活動を行います。 活動前の暑さ指数を測定し、状況に応じて外での活動を取りやめたり、活動内容を変更したりする場合があります。
危険	31以上	
嚴重警戒	28以上 31未満	
警戒	25以上 28未満	
注意	25未満	